

市職員の給与・定員管理等の概要

(9)職員手当の状況

区分	海老名市		国	
	支給期	期末手当	期末手当	勤奨手当
勤奨手当	15年6月期	1.55月(0.85)月	0.7月(0.35)月	1.55月(0.85)月
	15年12月期	1.45月(0.75)月	0.7月(0.35)月	1.45月(0.75)月
	計	3月(1.6)月	1.4月(0.7)月	3月(1.6)月
役職加算措置	有		有	

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(16年4月1日現在)

区分	海老名市		国	
	支給率	自己都合	勤奨・定年	自己都合
退職手当	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	21.0月分
	勤続25年	33.75月分	43.3350月分	33.75月分
	勤続35年	47.5月分	60.9900月分	47.5月分
	最高限度額	60.0月分	60.9900月分	60.0月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
退職時特別昇給	制度なし	1~2号級	1号俸	
1人当たり平均支給額	4,697千円	26,030千円	—	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

16年4月1日現在	区分	海老名市	神奈川県	国
	支給対象地域	全地域	全地域10%	県内の国の支給率 横浜市ほか3市………10% 葉山町………6% 海老名市ほか8市………3% 小田原市ほか22市町村……0%
	支給率	10%		
	支給対象職員	830人		
支給対象職員1人当たりの平均支給月額(15年度決算)	37,737円			

特殊勤務手当(15年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	30.3%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	3,996円
手当の種類(手当数)	10種	
代表的な手当の名称(額・人員の多いもの)	徴収手当・清掃手当・消防手当	

時間外勤務手当	15年度	支給総額	263,380千円
	1人当たり支給年額	319千円	
14年度	支給総額	268,214千円	
	1人当たり支給年額	323千円	

区分	海老名市	国
	配偶者	14,500円
配偶者以外の扶養親族2人まで	7,000円	6,000円
配偶者のない扶養親族のうち1人	11,500円	11,000円
その他の扶養親族	5,000円	5,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円を加算	
扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族	500円を加算	
住居手当	30,000円を限度	27,000円を限度
通勤手当	55,000円を限度(片道2km未満を除く)	55,000円を限度(片道2km未満を除く)

(10)部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	15年	16年		
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	152	156	4
	税務	45	45	0
	民生	98	99	1
	衛生	89	87	△2
	農林水産	12	12	0
	商工	9	9	0
	土木	94	101	7
	小計	506(1)	516(7)	10(6)
	特別行政部門	137	135	△2
教育	134	136	2	
消防	271	271	0	
小計	271(2)	271(4)	0(2)	
会計部門	下水道	23	18	△5
	国民健康保険等	26	25	△1
小計	49(0)	43(0)	△6(0)	
合計	826(3)	830(11)	4(8)	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています(教育長は職員数から除いています)。()内は、再任用短時間勤務職員数であり、上段の数字には含まれません。

●職員定数適正化の目標達成
市職員の定数条例では、職員定数を895人と定めています。平成12年3月に「海老名市市定員適正化計画」を策定し、16年度までに、消防職員を除く職員定数の5%を削減する目標を定め、定

●職員定数適正化の目標達成
員適正化に取り組んできた結果、目標を達成する削減結果になりました。平成17年度からは、新たな定員適正化計画により、職員の適正配置に取り組んでいきます。

企画経営課行政経営担当

●主な償却資産の例

▽構築物 ①構内舗装・広告塔・塀・街路灯・据付け式厨房設備など ②建物の所有者以外の方が設置したもの(店内造作設備・照明設備・給排水設備など) ③機械・装置 ④工作機械・印刷機械・その他各種産業用機械および装置 ⑤工具・器具および備品 ⑥測定工具・切削工具・理美容機器・陳列ケース・冷蔵庫・クーラー・応接セットなど。

●資産税課課税担当

市内で、事業を営んでいる法人および個人の方は、平成17年1月1日現在に所有する資産を1月31日(月)までに申告してください。なお、所在地が市外である資産は、その資産の所在市町村へ申告してください。

●申告するべきの注意
1、償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送しましたが、届いていない方や、新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。申告書の記入方法については、同封の「申告の手引」を参考にしてください。

2、前年の申告内容と比較して次に該当する方についても、その旨を必ず申告してください。

①資産に増減のない方 ②事業所を市外へ移転するなど資産すべてがなくなった方 ③事業廃止、解散となった方 3、すでに「該当資産なし」の申告をされている方で、その後資産を取得した方は、必ず申告してください。また、事業所の市外移転や廃止、解散となった方については登録を抹消しますので、必ずご連絡ください。

4、自動車税・軽自動車税が課せられる車両は課税対象から除かれますので、申告の必要はありません。

5、税額は、課税標準額の1.4%ですが、この課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。ただし、申告は必要です。

地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に沿った給与制度として各自治体が条例で定めています。また、制度の内容は、民間企業や国家公務員の給与との均衡が図られ、適正な給与水準を維持すべきものとされています。それに加えて、職員給与は市民のみなさんの租税負担により賄われていることから、その実態をお知らせし、関心を持っていただくことにより、議会での審議がより一層充実したものになり、理解が得られるものと考えています。

そこで、市職員の給与の概要を、一般行政職員を中心にお知らせします。市の職員には、一般行政職員(事務職員・技術職員)、技能労務職員、消防職員などの職種があります。

職員課人事担当

(1)人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
15年度	121,143人	30,756,736千円	1,987,907千円	7,256,190千円	23.6%	25.1%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。※住民基本台帳人口は平成16年3月31日現在です。

(2)職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数(A)	給与費			1人あたり給与(B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤奨手当	
16年度	782人(12)	3,330,028千円	1,116,881千円	1,490,221千円	7,592千円

※職員手当には、退職手当は含まれません。()内は再任用短時間勤務職員数で、外書きです。

(3)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(16年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職		消防職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
海老名市	366,400円	43.3歳	296,800円	45.5歳	353,437円	40.1歳
国	327,555円	40.2歳	283,384円	47.9歳	342,872円	42.2歳

※国の消防職の欄の数値は、公安職のもです。

(4)職員の初任給の状況

(16年4月1日現在)

区分	海老名市		国	
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	179,800円	201,400円	I種179,800円 II種170,700円
	高校卒	148,500円	160,200円	138,800円 148,500円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(16年4月1日現在)

区分	経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
	大学卒	高校卒	技能労務職	大学卒	高校卒	技能労務職	大学卒	高校卒	技能労務職
一般行政職	288,500円	234,600円	229,000円	332,800円	288,500円	229,000円	366,600円	332,800円	322,400円

(6)一般行政職の級別職員数の状況

(16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任主事 主任技師	主査	副主幹	課長幹 主幹	部長 参事	—	
職員数	23人(0)	73人(12)	95人(0)	98人(0)	54人(0)	97人(0)	49人(0)	489人(12)	
構成比	4.7%(0)	14.9%(100)	19.4%(0)	20.1%(0)	11.1%(0)	19.8%(0)	10.0%(0)	100%(100)	
参考	前年の構成比	3.1%(0)	16.0%(100)	21.0%(0)	19.5%(0)	12.7%(0)	17.2%(0)	10.5%(0)	100%(100)
	5年前の構成比	3.5%	26.3%	18.4%	18.0%	13.4%	11.9%	8.5%	100%

※()内は、再任用短時間勤務職員数で、外書きです。

(7)昇給期間短縮の状況

区分	職員数(A)			全職員	一般行政職	消防職
	15年度	16年度	昇給した職員数(B)			
15年度	職員数(A)	830人	516人	830人	516人	136人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	12人	10人	12人	10人	2人
比率(B/A)	1.4%	1.9%	1.4%	1.9%	1.5%	
16年度	職員数(A)	826人	506人	826人	506人	134人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	7人	3人	7人	3人	1人
比率(B/A)	0.8%	0.5%	0.8%	0.5%	0.7%	

※国、県は15%の範囲内を基準に行っています。

(8)特別職の報酬等の状況

(16年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 744,000円 助役 746,000円 収入役 700,000円
報酬	議長 536,000円 副議長 451,000円 議員 422,000円
期末手当	市長・助役・収入役 15年度支給割合)6月期 2.25月 議長・副議長・議員 12月期 2.1月

事業を営む方、償却資産の申告は1月31日までに

市内で、事業を営んでいる法人および個人の方は、平成17年1月1日現在に所有する資産を1月31日(月)までに申告してください。なお、所在地が市外である資産は、その資産の所在市町村へ申告してください。

●申告するべきの注意
1、償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送しましたが、届いていない方や、新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。申告書の記入方法については、同封の「申告の手引」を参考にしてください。

2、前年の申告内容と比較して次に該当する方についても、その旨を必ず申告してください。

①資産に増減のない方 ②事業所を市外へ移転するなど資産すべてがなくなった方 ③事業廃止、解散となった方 3、すでに「該当資産なし」の申告をされている方で、その後資産を取得した方は、必ず申告してください。また、事業所の市外移転や廃止、解散となった方については登録を抹消しますので、必ずご連絡ください。

4、自動車税・軽自動車税が課せられる車両は課税対象から除かれますので、申告の必要はありません。

5、税額は、課税標準額の1.4%ですが、この課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。ただし、申告は必要です。